

# 立法院長時代の胡漢民の立法観

光田 剛

胡漢民は1928年12月の立法院成立と同時に立法院長に就任し、1932年2月、蔣介石によって軟禁されるまで立法院長の職を務めた。この時期は、国民政府が全国政府となり、訓政が本格的に開始される時期に当たる。したがって、訓政開始の6年後に予定された憲政に向けて、法の整備に努めなければならない時期であった。また、対外的には、革命外交を推進し、中国国民党（以下、「国民党」とする）の目標である不平等条約の改正を積極的に進めようとした時期でもある。不平等条約改正には国内法の整備が必要であり、この面でも国内法整備は喫緊の課題であった。胡漢民はこの重要な時期に立法院長を務めた。では、この時期の胡漢民は、立法について、また法・法律について、どのような見かたを持っていたのだろうか。それについて検討することは、国民政府期の法整備の特徴を知る上でも、また、訓政期の性格を知る上でも重要であろう。

胡漢民の立法院長としての発言は、その著書『革命理論与革命工作』の第4輯にまとめられており、現在は『胡漢民先生文集』第4冊にそのまま収録されている<sup>1)</sup>。本稿では、この『革命理論与革命工作』収録の文章を中心にして、胡漢民の立法論・法律論を読み解いて行きたいと思う。

家近亮子によると、この時期の胡漢民は、国民党による訓政体制の具体化に大きな影響力を持ち、蔣介石による訓政体制構想のこの時点での実現を阻止する上で大きな役割を果たした<sup>2)</sup>。また、岩谷將は、その訓政体制樹立に果たした役割を胡漢民の復帰から蔣介石による軟禁まで丹念に追った。岩谷の論文は胡漢民と蔣介石の訓政論を対照させた業績で

あるが、さしあたり胡漢民に関連する論点に注目すれば、胡漢民が訓政の過程での「党の訓導」と党の優位の下での「分権」を重視したこと、軍人が政治に関与することを強く警戒したことが論じられている。とくに、共産党の排除による社会の安定の実現を第一課題とし、現実の国民党一政府関係の実体に対応しようとした蒋介石に対して、胡漢民は訓政の理念に忠実であろうとしたとする指摘は重要である<sup>3)</sup>。

これらの指摘を踏まえて、筆者は、この時期の胡漢民の訓政論の特徴の分析を行ったが<sup>4)</sup>、その際、立法観・法律観については補足的に触れることしかできなかった。しかし、孫文の「国民政府建国大綱」の本文には規定のない訓政期の五院設立を自ら主導権を執って実現し、その一つである立法院の院長に就任した胡漢民にとって、立法はその理念を実現するための重要な手段であり、胡漢民にとっての訓政期の政治の重要な一分野であったはずである。したがって、この時期の胡漢民の立法観・法律観を検討することは、胡漢民の訓政構想を検討する上で重要な一環である。それは、間接的に、国民党・国民政府による訓政体制の性格や、この時期に国民政府の推進した政策の性格にも関連して来るであろう。

そこで、本稿では、まず胡漢民が革命と立法事業の関係をどう見ていたかを論じ、次に、私法の立法問題を軸にその立法観・法律観を整理する。最後に、それが胡漢民の訓政体制論・革命論とどのような関連を持ったかを検討する。

私法に注目するのは、この時期に国民党指導部を主導した蒋介石派と胡漢民にとって、「公—私」関係が重要な概念であったからである。それは、あらかじめ大ざっぱにまとめるならば、「公」を「私」に対して優先させるものであった<sup>5)</sup>。しかし、実際の立法過程では、憲法・行政法などの公法のほかに、民法・商法などの私法の制定が不可欠である。胡漢民は（蒋介石も）ソ連の「共産主義」の体制とは異なる体制を構想し、また、資本主義強国との条約改正を外交の大きな目標に掲げていたのだから、資本制の現実に適合した民法・商法など私法の制定は必須であった。私法は私的利益を保護する性格を持つから、単純に「公」を優先して「私」を否定するという姿勢では制定することができない。また、胡漢民によれば、孫文が「民生主義」の一部として規定した土地法制なども私法の分野に入る。したがって、その私法をめぐる諸問題を通じて、

胡漢民の「公—私」観は明確で具体的なものになって来るであろうし、それはこの時期の国民党指導部の革命観をどう見るかという問題に一つの視点を提供することになる。

なお、1928年12月から約2年間は胡漢民の思想はほぼ一貫しているが、それでも、中原大戦やその後の蒋介石との対立を経て、細かい変化は認めることができる。しかし、立法論・法律論については、発表された文章を見るかぎり、その政治的立場の変化に伴う目立つ変化は認められないように思われるので、本稿ではこの時期の胡漢民の立法観・法律観を一貫したものとして考えたい。

## 1. 革命のための立法

まず、胡漢民の立法論の概略を、主に1928年12月の「三民主義之立法精義与立法方針」<sup>6)</sup>に拠って整理しておきたい。

胡漢民は、まず、現在は革命が破壊段階から建設段階に入ったところだと論じ、革命は三民主義を最高原則としなければならないと強調する。また、革命の工作は、民族主義・民権主義・民生主義の密接な関連の下に行われるべきものであるとする。たとえば、不平等条約改正は民族主義にのみ関連するものようではあるが、そうではなく、それは民法・商法・土地法の制定とも密接に関連しており、さらに、それらの法律の恩恵を受けるには人民が組織されていなければならない、経済も発展していなければならない。その点で、不平等条約改正の「民族主義」的な面は、民権主義・民生主義に関係する立法事業と不可分であるというのである<sup>7)</sup>。

続いて、胡漢民は、法律は、時間・空間・事実に対応して制定すべきものだという。では、現在の中国の立法はどのような時間・空間・事実に對して行われるべきなのか。まず、時間は「訓政時代」である。だから、三民主義実行の計画と方略に沿って法を立て、旧時代の法律を除去し、新時代に適した法律を制定しなければならない。空間は「旧社会・旧制度の崩壊した中国」である。だから、新社会・新国家の図案、つまり三民主義に準拠し、中国社会の現実に適合した法を制定しなければならない。法が対応しなければならない事実は、人民の生命・財産の保障、

国家と人民の責任・義務の分際確定、社会の経済利益の発達である。その時間・空間・事実に対応するためには三民主義以外に依拠すべきものは存在しない<sup>8)</sup>。

胡漢民によれば、三民主義の立法思想は、中国の伝統的な法思想とも、西洋の法思想とも異なる新たな学理である。中国の伝統的な法は家族制度を基礎とし、君主専制を維持・擁護し、農業社会の家族経済関係にのみ注意し、私法を公法の範囲内に収めるものであった。「私法を公法の範囲内に収める」というのは、胡漢民によれば、個人間の関係も「家族主義的な公法」によって律することを言う。胡漢民は伝統的な中国での家族に関する法は「公法」に含まれると位置づけているのである。これに対して、三民主義の立法思想は、民族の利益を基礎とし、人民の利益を擁護して民族の精神・民権の思想・民政の幸福を中心に据え、農業・工業並進の民族経済を基礎とし、公法と私法を分かった上で両者を全民族の基礎の上に据えるものである。では、西洋の法思想とはどこが違うか。西洋の法思想は、「18世紀的な唯心主義派」も「19世紀的な唯物主義派」も個人を単位としており、これは伝統中国の家族単位の法思想よりも後れたものである。胡漢民は、法の単位は、個人から家族へ、家族から社会へと進化すると考えていた。家族を単位とする伝統中国の法思想ですら維持できなくなったのに、個人を単位とする西洋の法思想はおさら現在（1928年当時）の中国には適用できないと考える。ところで、三民主義によれば、法を民族と社会に基礎づけることができる。そこで、現在の中国には三民主義による立法が必要だということである<sup>9)</sup>。

では、その三民主義の立法思想の内容は、胡漢民によればどのようなものか。ここでは三つの点に即して整理しておきたい。

第一に、胡漢民は政府を「機械」と考える。孫文は『三民主義』の「民権主義」で、「権」と「能」を分離し、「権」を人民に、「能」を政府に帰属させ、人民に選挙・罷免・創制・複決の四権を、政府に行政・立法・司法・考試・監察の五権を認めた。いわゆる五権憲法の構想である。胡漢民は、これをもとに、政府は機械であって、人民は政府を動かす「力量」だと構想した。この機械を円滑に動かすために必要なのが憲法を始めとする法律である。

ところが人民はその機械の運用に慣れていない。その運用に慣らすた

めに、国民党が人民の「権」を代行するのが訓政である。したがって、訓政期には、国民党が人民の民権を代行し、国民政府が国民党の付託を受けて治権を総攬するという体制が採られる。その下で政府は民権の行使を訓練するための法律を制定しなければならない。一方で、民権の運用は人民が法を守る決心と誠意を持つことが出発点となる。政府と人民がそれぞれの役割を果たすかどうかで、憲政期への移行期間を短くして「無窮の国力」を節約することができるかどうかが決まる。ここで、胡漢民は、訓政期が短いほうが国力を浪費せずに済むと考えている<sup>10)</sup>。

第二に、胡漢民は「人」を「自然の人」<sup>11)</sup>と「社会生活を行う人」とに分け、法律は「自然の人」には関係のないものであるが、「社会生活を行う人」を作り出すのは法律であると論じる。つまり、公権を附与するのも剥奪するのも、財産を保障するのも財産を没収するのも、団体に法人格を附与するのも法律であり、生命・財産の安全を保障するのも法律である<sup>12)</sup>。これらはすべて「社会生活」にかかわる点である。胡漢民は、「自然の人」にも「人権」はあるが「民権」はないとする。「民権」は「社会生活を行う人」にのみ存在するとするのである<sup>13)</sup>。法律は、「民権」の主体を創出し、その相互の関係を調整する役割を期待されたのである。

胡漢民は、「個人に自由はなく、自由は社会に存する」ということを孫文の主張とし<sup>14)</sup>、孫文が指摘した「中国人の一盤散沙の自由」は「社会生活を行う人」の自由ではないと解釈した。中国人の一人ひとりがあるまりに「一盤散沙の自由」を持ちすぎるから、かえって中国人全体の大多数は自由を失っている。中国に必要なのは「法律の保障した自由」であり、法律の調整によって「全体の自由」を妨害する「個人の自由」を制限することで、「社会生活を行う人」の自由は「人民全体の自由」の一部として実現される<sup>15)</sup>。三民主義的な法律が、現在の中国にふさわしい「人」を作るとというのが胡漢民の立法観の一つの大きな柱なのである。「社会生活を行う人」のみが「民権」を持ち、訓政とは「民権」の行使を人民に教えることであるから、訓政が目指しているのは「社会生活を行う人」の創造だということができる。訓政期の立法はそのために必要なものと位置づけられる。

第三に、これを踏まえて、胡漢民は、三民主義の法制は団体本位・義

務本位であると規定する。ここで「団体」というのは社会・民族のことである。個人の生命・財産が守られなければならないのは、それが社会を構成する一部分だからである。個人の権利はすべてその論理によって説明される。たとえば、「女権」を扶植し、女性に経済上・法律上の平等を保障しなければならないのも、民族の優良な母性を守るためとされる。だからこそ逆に法律は個人の生命・財産に干渉することを必須とする。つまり、法律は、社会の利益に反する個人の行為を規制し制裁する役割を果たさなければならない。だから、天賦人権論は認められないのであり、三民主義的な立法が社会の公共利益のバランスの上に立ち立てられなければならない<sup>16)</sup>。胡漢民は、「権利本位から義務本位へ」、「所有権の不可侵から、共同の利益による所有権の制限へ」、「契約自由の原則から社会の福利による契約の自由の制限へ」という流れを立法の趨勢であるとし、三民主義的な立法はそれに則ったものであるとする<sup>17)</sup>。

ただし、人民も政府も社会の内部の存在である以上、胡漢民によれば、人民が政府に義務を負うだけでなく、政府も人民に義務を負う。たとえば、政府が、国民は職業を持つ（勤労の）義務を負うと定めるならば、政府も国民に職業を持てるように保障しなければならない。政府が一方的に「人民は職業を持つ義務を負う」と定めるだけで、人民が職業を持てるよう保障しないならば、それは政府による「人権」の侵害となると胡漢民は考える<sup>18)</sup>。

以上の点をまとめる。胡漢民は、「自然の人」の集合体が社会・民族だと考えるのではなく、社会・民族が法律によって「自然の人」から「社会生活を行う人」を創り出しているのだと考え、その「社会生活を行う人」のみが政府という「機械」を操る「民権」の主体になりうると考えている<sup>19)</sup>。また、現在の中国人は、まだ「一盤散沙の自由」を行使する段階から脱しておらず、「社会生活を行う人」にはなりきっていないとする。それを「社会生活を行う人」に育成するために、政府が三民主義的な法律を制定することが必要とされる。現在の中国人はそのような法律を制定する能力をまだ持っていないから、その役割は国民党が担い、政府を指導しなければならないとする。それが「訓政」であるというのが胡漢民の議論である。

ただし、胡漢民の議論を、胡漢民自身が強調しているように民族・社

会などの「団体」本位の発想だと一方的に性格づけるのも問題である。一方では、三民主義的な立法の範囲は社会的利益と認めるものに限られるとしており、人民の生命の安全、公衆の身体の健康、秩序の維持、経済生活の安全と保障などを定めるとともに、公衆の健康と社会の利益に反しない限り、法律は道徳的な干渉を行ってはならないとする。学術団体や宗教団体などの社会団体にも、社会全体や国家の公共の利益に反しない限り、法律は奨励と保障を与えなければならないとする<sup>20)</sup>。このような点を見れば、胡漢民の議論には近代法の原則を「社会本位の法制」の型（と当時の国民党政権の都合）に当てはめて解釈し直すという性格もあることがわかる。

では、民族本位・社会本位の法制という原則の下で、個人間の関係を律する私法を胡漢民はどのように見なし、どのように私法を制定しようとしたのだろうか。次にその点を検討したい。

## 2. 私法をめぐる諸問題

その検討に入る前に、胡漢民の言う「私法」と現在（2010年当時）の日本で普通に言う「私法」とのあいだに概念の差があることに注意を促しておく必要がある。胡漢民は、前述したように、伝統中国の「家族」単位の法を「公法」の一部と見なしている。「家族」を団体の一種と見なすからである。一方で、「民権」と区別された、「自然の人」でも有しているとされる「人権」については、「その適用範囲は私法に定められ、その最大の保障は公法に定められる」としている<sup>21)</sup>。胡漢民にとっては、内容に関わらず、「個人に関わる法」が私法であり、「団体に関わる法」が公法なのである。この点で、胡漢民の「私法」としているものを直接に「私法」論として採り上げることには一定の注意が必要である。しかし、その違い自体が胡漢民の発想の特徴をよく表現している一方で、具体的に胡漢民が「私法」として採り上げているのは主に民法なので、ここでは「胡漢民のいう私法」論を（現在の日本の通念で言う）私法論として採り上げて大きな問題はないと判断した。

ここでは、民法総則、債編・物権編（一般に言う「債権編」を「債編」と呼ぶ理由については後述）、家族法に関する胡漢民の論点の提起を紹

介した上で、それぞれに関してその特徴をまとめ、その後に胡漢民の私法論全体の特徴をまとめたい。

まず、民法の総則についてである。総則について、胡漢民は、1929年4月の立法院での講演で、習慣の採用について、団体の利益について、男女の平等について、民法全体の編成についての四つの論点を提起している。このうち、民法全体の編成については、大部分が「あまり条文が煩瑣に涉ってはならない」とするだけなので、ここではそれ以外の3点について採り上げたい。

習慣の採用についての胡漢民の基本的な姿勢は、三民主義の観点から見てよい習慣は民法を補うものとして採り入れるが、悪い習慣は採り入れないとするものである。ここで、胡漢民は、習慣に法律と同等の地位を認める学説と、習慣は法律の不足を補うための補充である（つまり習慣が法律より劣位である）とする学説について触れ、「外国の人民は法治観念が強く、遵法精神に富んでいるので、少くらい習慣を多く採り入れたとしても何の弊害も起こらない」としつつ、「わが国の国情は彼らと異なる」として、「悪い習慣」を民法の法源として認めない立場を打ち出している<sup>22)</sup>。

「団体の利益」についての議論は、実質的には社会全体の公共の利益と個人の私法的権利の調整についてで、「個人主義の原則」として、個人の意思の自由、個人の責任、個人の財産の保障を挙げ、近代社会ではこの三つの原則は動揺を来しているとして、「公衆が不良と認めるもの、公共の利益に損害をもたらす習慣」は排除し、個人主義の「錯誤」を正すのが民法の役割であるとする。ただし、社会全体の公益を害しないならば、個人の行為、責任、財産は当然に法律の保護を受けるとも言っている<sup>23)</sup>。

男女の平等については、女性も男性も「人」としては平等であるので、財産権の面では差別的に扱ってはならないとしている<sup>24)</sup>。

総じて、総則についての胡漢民の議論では、三民主義による立法、団体の自由の優先とそ一部の個人としての個人の自由という枠が守られている。ただし、個人の意思の自由や財産の保障などを「社会全体の公益を害しないならば」という制限の下で認めるなど、近代法の実質をその原則の下に組み入れようとする方向性も強い。

次に、債編・物権編についてである。

債編・物権編についての胡漢民の議論で繰り返し強調されているのが「王道」の精神である。胡漢民の言う「王道」精神とは、「仁恕であり公平であること」であり、「全国社会の公共の利益を本位とし、あらゆるところで公共の幸福を謀ることを前提とする」ということである。具体的には弱者の地位をより大きく保護することである。胡漢民は、一般に民法の「債権編」と呼ぶものを「債編」としていることについて、次のように説明している。「なぜなら、「債権」ということばでは、字面を見れば、それはあたかももっぱら債権者を保護しているように見えてしまう。債務者は常に経済上の弱者の地位にあることを知っておかなければならない。もし法律が理のあるなしに関わらず債権者ばかりを保護するならばそれは霸道になってしまう。われわれはこのような片方にばかり肩入れするような弊害を避けて、簡単明白に「債編」ということばを使ったのである。これは王道に属していると言えるだろう」<sup>25)</sup>。

このような原則を最初に述べた後、胡漢民は、経済的弱者の損害賠償の支払いの猶予、雇用契約の打ち切り、賃貸借に関する賃借人の保護、出版社に対する著作人の権利の保護などの例を挙げ、民法「債編」がいかに債務者の権利の保護に務めているかを強調し、それが「王道」の精神にかなっていることを強調している<sup>26)</sup>。物権についても、所有権は公共事業のばあいなど、公益によって制限されること、土地・建物についての所有権は公害の発生を正当化しないこと、所有権によって地元住民の入会権を排除はできないことなど、所有権の尊重と公共の利益の両立を図っていることを強調する。また、伝統的な土地担保権である「典権」を物権編に採り入れたことを自ら高く評価している<sup>27)</sup>。物権編の解説の締めくくりで、胡漢民は再び次のように論じている。「私たちは、三民主義的な立法とは、科学的立場であって、唯心主義の立場ではないと考えている。科学的立場というのは、法律の応用される場——社会——を主とするもので、時と所により全社会の需要を考察し、全社会共同の福利と民族共同の福利を法律の目標とするものである。法律は社会群体の利益を保障することができなければならない、個人の所有権等々は、社会生活と民族の生存のために存在するものなのである」<sup>28)</sup>。したがって時と場合によっては制限されなければならないとするのである。

以上の「債編」・物権編については、三民主義的な立法は「科学的」であり、個人主義的な西洋の法の「霸道」に対する「王道」であることが強調されている。ただし、公共の目的での私有地の接収、入会権の保護、賃借人の保護などは、この時点では進歩的な法制であったかも知れないが、「個人主義的」な西洋法の範囲でも採用されうる法理であり、ここでも「三民主義的な立法」の斬新さの強調と、現実の近代法の法理の「三民主義的な立法」への取り込みという胡漢民の議論の二重性が浮かび上がっている。

第三に、家族法・相続法の分野についてである。

家族法・相続法は、当時の中国では物権・債権などより議論しにくい問題を抱えていたと言える。つまり、一方では、中国には宗族の伝統があり、男系家族が基本とされていた。これは総則の項で触れられた男女の平等と抵触し、難しい問題である。一方で、1910年代以後の中国の近代思想は、その伝統中国の家族のあり方を批判しつつ、急進的な議論を生み出していた。胡漢民は、家族法の立法に関して、次のような論点をめぐる議論が提起されたことを報告している。

- (1) 姓は必要か不要か。必要であるとすれば、父の姓か、母の姓か。
- (2) 婚姻の問題について、結婚（の制度）は必要か不要か。必要とすれば、早婚がよいか、晩婚がよいか、早婚と晩婚とを分ける基準はどうするか（婚姻年齢の規定の問題である）。
- (3) 家庭は必要か不要か。必要だとすれば、大家庭がよいか、小家庭がよいか。

この議論は、中国の伝統的な家族法観念とは隔たりが大きく、双方を調和させるのは難しい。しかも、国民党内には、蔡元培や、アナキスト出身の李石曾など、中国の伝統的社会制度への根本的批判者が元老として存在する。さらに、孫文が家族を「国族」へと拡大することを提唱していて、胡漢民は「団体としての家族」を否定的に扱うこともできない<sup>29)</sup>。

この点については、胡漢民は二つの問題点を指摘した上で、4点の解決策を挙げている。

まず、二つの問題点の第一は、「法律は何も創造することはできない」

ということである。「法律は何も創造することはできず、ただ創造されたものを保障したり取り締まったりすることができるのみである。だからわれわれは立法の機能にあまり多くを期待することはできないのである」と胡漢民は書く<sup>30)</sup>。三民主義による社会改革の手段に立法を位置づけた胡漢民の基本姿勢から見ると非常に弱気な発言であるが、姓、婚姻などの家族制度の根本的再検討を迫る意見に対しては、このように釘を刺さざるを得なかったのである。しかし、この胡漢民の発言は、一面では、これまで再三指摘してきた、三民主義的立法の新しさを強調しつつ、既存の法理や近代法の原則を三民主義的立法の範囲に取りこむ姿勢からはそれほどかけ離れたものでもない。

二つの問題点の第二は、従来の中国の家族法制が農業社会のものであり、現在、制定しなければならない家族法制は農業・工業が併存する社会のものであり、郷村では農業社会的な制度が優越し、都市では工業社会的な制度が優越している社会に対応したものでなければならないという問題である<sup>31)</sup>。

これらの問題点を指摘した上で、胡漢民は、新たな民法の家族・相続法に関して、4点の解決策を挙げている。それは、

- (1) 親族の分類を改めて古い宗法的な親族分類を排除し、婚姻を主として親等で相続を決め、宗法制度を相続の基準に使わないこと。
- (2) 家族・相続に関する男女平等の確立。
- (3) 親族の独立の奨励。つまり扶養家族の範囲の確定。
- (4) 男女平等の原則の下での家族制度の維持（男女とも家長になることができる）。

の4点である<sup>32)</sup>。その特徴は、形式化した宗法の原理を排除しつつ、急進的な家族制度解体の方向も採らないで、可能な点で近代化を図るというものと言える。

以上に検討して来たように、胡漢民は、私法の分野でも、その議論を通して、団体の権利を優先し、その団体の自由を構成するものとして個人の権利を擁護するという、胡漢民の言う「三民主義的立法」の原則を貫こうとしている。だが、その内実は、既存の法理や近代法の原則を「三民主義的立法」の形式に収め、近代的な法原理と「革命のための法制整備」という原則の調和を図ろうとしているという面が強いように思われ

る。

胡漢民がなぜそのような折衷的な立場を採ったのかについては、二つの解釈が可能のように思われる。一つは、胡漢民自身がそのような折衷的な性格であり、表面では原則を大きく掲げつつ、実際には現実と妥協する方法を身につけていたという解釈である。同時期の国民党指導者である蔣介石にも、「統一」、「絶対服従」を掲げつつ、実際には、張学良、閻錫山、陳濟棠、宋哲元などの地方軍事勢力と妥協するという折衷的な性格または柔軟性があった。1920年代末～1930年代前半の中国で権力を握る者として生き残るにはそれは必須の性格だったのかも知れない。いま一つの解釈は、性格はどうあれ、立法院長という立場ゆえにそうせざるを得なかったということである。国民党指導者がいかに三民主義に忠実であろうとしても、この時期の中国の法の専門家は欧米や日本の近代的な法理を身につけており、その協力を得なければ、急速に、しかも欧米・日本などの列強に不平等条約改正を受け入れさせようような法典を制定することは不可能だった。したがって、胡漢民は、三民主義的な立法の斬新さを強調する一方で、その内実は近代的な法理を採り入れることで妥協せざるを得なかったという解釈である。これも後の五五憲草や中華民国憲法の起草・制定過程の問題を想起させる。そのどちらの解釈がより妥当かは、胡漢民の立法観だけではなく、この時期の法制定の実際の過程を検討すればある程度は明らかにすることができるであろうが、それは今後の課題としたい。

最後に、胡漢民の立法観を別の角度から見ること、やや広く胡漢民の政治観の一端について考察したい。

### 3. 訓政期の立法と憲政への移行

胡漢民は、立法院について「立法院は国会ではない」と再三強調している。その根拠を整理すれば、それは、第一に立法院の議員（立法委員）は人民に選挙される代議士ではないからであり、第二に、国会のように行政機関に対抗するものではなく、他の国の国会が持つ監察権は立法院ではなく監察院が握っているということである。加えて、訓政時期については、立法院は国民政府を通じて国民党の政治会議の指導下にある。

胡漢民は、これによって立法院は国会が立法機関であるばあいの流弊を免れ得ていると論じている<sup>33)</sup>。

胡漢民は代議制の立法機関の問題点について次のように論ずる。政党政治下の国会は、政府党と反対党に分かれており、反対党が国会で政府と敵対する地位にあることによって政府を監督するという職責を果たしている。そのため、国会の職務として、立法よりも政府の監督のほうが多くなっている。(欧米・日本の)各国は、近代になって法律の制定が概ね緒に就いているからそれでもかまわないが、中国には適しない。国民政府では、立法委員はすべて国民党が出すことで党派対立を避け、政府を監督する職務を監察院に委ねることで立法院は立法に専念することができるというのである<sup>34)</sup>。

ここには胡漢民の代議制の国会への不信が強く表れている。その理由の第一は北京政府期の国会への不信であり、第二は民衆の政治能力への不信である<sup>35)</sup>。しかし、胡漢民にはもっと根本的に代表制への不信感があったようである。選挙による代表制では、党の代表、地方の代表、階級の代表、性の代表が入り混じり、そのような代表制の下での決定では、その数の勢力が決定を左右する。そうであるならば、一つの党（国民党）の党員が平等の原則を基礎にして議論したほうが各方面に利益のある結果が得られるではないかという論理である<sup>36)</sup>。

論理上は、国民の「民権」を国民党が代行し、国民党の（中央）政治会議が国民政府を指導し、それに従って、立法院で、立法委員に選出された国民党员が法を制定する。しかし、それがそのとおりに行われるという保障は何に求めればよいのか。胡漢民はそれを公開の場での宣誓に求める。公開の場で宣誓することによって、自らに努力を強いることにもなるし、努力を怠ればそれが他人の目にさらされることにもなる。したがって、公開の場での宣誓は、国民党员の立法委員が公平な立場でその職責を尽くすことの担保になるというのである<sup>37)</sup>。

この胡漢民の見解を、代表制をあまりに悲観的に、宣誓をあまりに樂觀的に捉えていると批判するのは簡単だろうと思う。だが、宣誓が代表制に優越するという政治観は、この時期の胡漢民の基本的な政治観だった。利害が多様に区々に分かれた現代社会では、代表制は機能しがたく、それよりは「誓いを立てる」ことによって政治的職務への忠誠を確保す

るほうが有効であるとの時期の胡漢民は考えていたのである<sup>38)</sup>。

では、代議制に悲観的なこのような胡漢民の立法観・政治観は、訓政期の立法・立法院についてだけのものなのだろうか、それとも来るべき憲政期の立法や立法院についても同じなのだろうか。憲政が開始されれば、直接選挙か、国民大会を通じてかはともかく、民選の立法委員が立法委員を構成することになる（国民は選挙権・罷免権を持つからだ）。したがって、憲政期には立法院は代表制の下に置かれることになるが、それでよいと胡漢民は考えたのか。

この点について胡漢民の考えははっきりしない。胡漢民は、一方で「訓政期の五院」と、孫文が「国民政府建国大綱」で定めた憲政準備期以後の憲政下の五院を区別しているが<sup>39)</sup>、一方では訓政期の五院について「総理の五権憲法の精神に則って組織されたものだ」として、憲政下の五院と区別しない発言もしている<sup>40)</sup>。胡漢民の議論から推して、憲政期には、訓政期の訓練を通じて、中国の国民全体が理想的な国民党员と同様の精神を身につけるので、選挙制を行っても立法委員は出身集団の利益代表にはならず、宣誓によって公平な法制定を行いうると考えていたのではないだろうか。訓政期の立法院を、やがて憲政の五院に取って代わられる暫定的なものと考えれば、そこで定める民法その他の基本的な法典は暫定的なものにとどめ、憲政下の立法院であらためて定めることを予定してもよいと思われるが、胡漢民がそのような考えた形跡は見いだせない。

以上、胡漢民の立法観・法律観を、革命の立法、私法の立法観、訓政観の三つの視点から見てきた。胡漢民は、訓政期の法整備を、革命の一環として三民主義の原則に基づかねばならないと強調しつつも、実際の法制定に際しては、社会の実態や既存の理論、近代法の理論を胡漢民のいう「三民主義」的な解釈を通してその内実として受け入れた、もしくは、受け入れなければならなかった。胡漢民は、訓政下の立法院での法制定について、代表制に基づいていないことの優位を強調したが、憲政への移行で法制定がどうなるかという具体像は示せていないように思われる<sup>41)</sup>。この時代の胡漢民の立法観・法律観のその前後の時期との違い、同時代の国民党指導者等と胡漢民との比較、当時の中国の法学体系の中での胡漢民の議論の位置づけなどについては、今後の研究課題としたい。

註

- 1) 中国国民党中央委員会党史委員会『胡漢民先生文集』第4冊，党史委員会・中央文物供給社，1978年。
- 2) 家近亮子『蔣介石と南京国民政府』慶應義塾大学出版会，2002年，139～143頁，145～146頁。
- 3) 岩谷將「訓政制度設計をめぐる蔣介石・胡漢民対立——党と政府・集権と分権」『アジア研究』第53巻2号，2007年，4-8頁，15頁。
- 4) 光田剛「訓政開始と訓政の構想——孫文の「建国大綱」構想と胡漢民の訓政構想」、『中華民国の模索と苦境（1928-1949）』（中央大学出版部，2010年）の第1章として刊行される予定である。なお，この論文の執筆に際しては重要な先行業績である岩谷論文を十分に参照することができず，概括的な言及にとどまらざるを得なかったことをお詫びしたい。
- 5) 胡漢民「甚么是本党的党誼与党徳」『胡漢民先生文集』第3冊（中国国民党中央委員会党史委員会編，党史委員会・中央文物供給社，1978年）67～68頁，「意志統一与行動統一」『胡漢民先生文集』第3冊，245～246頁。胡漢民はこれを孫文の「遺教」の解釈によって根拠づけている。
- 6) 胡漢民「三民主義之立法精義与立法方針」『胡漢民先生文集』第4冊，774～793頁。胡漢民「社会生活之進化与三民主義的立法」同書，793～806頁も参照した。
- 7) 胡漢民「三民主義之立法精義与立法方針」774～776頁。
- 8) 同上，777～779頁。三民主義実行のために法を制定するとあらかじめ定めているのだから，三民主義以外に準拠すべきものがあり得ないと論じるのはトートロジーであるが，胡漢民の議論にはこのような面がしばしば見られる。
- 9) 同上，781～783頁。同様の論旨は「社会生活之進化与三民主義的立法」798～799頁にも見える。
- 10) 胡漢民「三民主義之立法精義与立法方針」787～789頁。なお，胡漢民自身が制定に関わった訓政大綱では訓政期間は6年としているが，この議論では「民権の訓練が成功しなければ憲政政府を実現することはできない」と論じており，6年の期限にこだわっていない（6年より長くなることも考えているようにも読める）。
- 11) 胡漢民の表現は「自然人」（「三民主義之立法精義与立法方針」787頁など）。法的議論では，「自然人」は法人に対する自然人を意味することがあるが，胡漢民はそのような意味より広い意味で使っているので，「自然の人」とした。
- 12) 同上，787～788頁。

- 13) 胡漢民「社会生活之進化与三民主義的立法」800～801頁。なお、胡漢民は人身の自由などを「人權」の重要な要素だと考えており、また、外国人は「民権」は持たないが「人權」は持っている、それを尊重しなければならないと論じている。この点は、胡適が提起し、蔣介石派（胡漢民を含む）・反蔣派双方の国民党指導部を巻きこんで展開された「人權と約法」論争に関わる点であるが、ここでは省略する。胡漢民「立法院最近的兩種工作」『胡漢民先生文集』第4冊、835～837頁。
- 14) 胡漢民「三民主義之立法精義与立法方針」788頁。原文は「個人無自由、社会有自由」。
- 15) 胡漢民「社会生活之進化与三民主義的立法」807～809頁。なお、ここでは、「一盤散沙の自由」に「人治」が、「法律の保障した自由」に「法治」が対応させられている。「人治」と「法治」という中国的な問題意識であるが、一方で、「自由とは法に従うことである」（ジョン・ロック）や、「社会契約の目的はより多くの自由を得ることである」（ルソー）などという社会契約論の発想に通じる問題意識も感じられる。
- 16) 胡漢民「三民主義之立法精義与立法方針」788頁。この部分は、「社会全体の利益」を強調することで階級闘争論を否定する文脈も兼ねている。
- 17) 胡漢民「社会生活之進化与三民主義的立法」796頁。
- 18) 胡漢民「立法院最近的兩種工作」837～838頁。
- 19) では、「一盤散沙」の「自然の人」からは民族・社会という統一体は生じないはずで、その民族・社会が何から生じたかが問題になるだろう。管見の限り、胡漢民はこの問いに正面から回答してはいないが、前述したように、胡漢民は、社会は個人本位から家族本位へ、さらに民族・社会本位へと進化してきたと考えており、民族・社会はこの進化によって生み出されたと考えているのであろう。
- 20) 胡漢民「三民主義之立法精義与立法方針」789～790頁。なお、「思想の自由と出版の自由は法律の奨励と制限を受けなければならない」としており、社会团体に関する原則などはややニュアンスが異なる。
- 21) 胡漢民「立法院最近的兩種工作」836頁。
- 22) 胡漢民「新民法的新精神」『胡漢民先生文集』第4冊、847～849頁。
- 23) 同上、849～850頁。なお、この話題は「習慣」ではないはずなので、「習慣」に言及されているのはやや唐突である。また、胡漢民の使う「公衆」は、「社会全体」の一員としての個人の集合体という意味のようであるが、胡漢民が常にそのような系統的な使い分けをしているかどうかは不明である。
- 24) 同上、850～851頁。男女の平等については、他に「我們立法要具有

建設革命的精神」(『胡漢民先生文集』第4集) 819～822頁でも論じている。ここで、胡漢民は、形式的な平等よりも実質的な平等が必要であり、たとえば男女双方に一方的な離婚の自由を認めればあい、独立した生業が得にくい女性が一方的に損をするので、その点に配慮した立法が必要であると論じている。この文章では婦女協会の宣言への回答にかなりの紙幅を費やしている。胡漢民は従来必ずしも「女権」(フェミニズム)に理解のある政治家・思想家であったとは言えないので(塩出浩和先生のご教示による)、この時期の胡漢民の男女平等の強調は、この婦女協会や国民党内の女性党員など、国民党・国民政府内外からの働きかけの結果かも知れない。

- 25) 胡漢民「民法債編的精神」『胡漢民先生文集』第4冊, 853～854頁。なお、大会社に金銭を貸した個人も、大銀行の零細な預金者も、大会社や大銀行に対しては債権者に当たるのであって、必ずしも債権者が経済的強者で債務者が経済的弱者とは言えない。
- 26) 同上, 855～860頁。
- 27) 胡漢民「民法物権編的精神」『胡漢民先生文集』第4冊, 861～868頁。
- 28) 同上, 868頁。なお、胡漢民は「公害」・「入会権」などの用語は使っておらず、胡漢民の挙げる具体例を筆者が整理してこのように呼んだものである。
- 29) 以上の論点は、胡漢民「民法上姓、婚姻、家庭三問題之討論」『胡漢民先生文集』第4冊, 869～871頁、「民法親族繼承兩編中家族制度規定之意義」同書, 872～874頁, 885頁(孫文の「国族」論)に見える。後者では、胡漢民は、中国の古典からモンテスキュー『法の精神』(孟德斯鳩『法意』)までを引用しつつ、中国の伝統的家族制度について論じている。
- 30) 「民法上姓、婚姻、家庭三問題之討論」871頁。
- 31) 同上, 871～872頁。「民法親族繼承兩編中家族制度規定之意義」881～882頁。「早婚か晩婚か」が問題になるのも、農業社会では早婚が制度として定着しているのに対し、都市社会では早婚が好まれないという問題があるからである。
- 32) 「民法親族繼承兩編中家族制度規定之意義」883～884頁。
- 33) 胡漢民「法律与自由」810～811頁。
- 34) 胡漢民「立法工作的三種意義及其他」『胡漢民先生文集』第4冊, 814頁。
- 35) 同上, 816頁。
- 36) 胡漢民「我們立法要具有建設革命的精神」820頁。「代表制でないから公平である」、「代表制でないから、各社会集団にそれぞれ不満のあるようなものであっても、社会全体にとって公平で必要な法律が制定できる」とも論じている。胡漢民「二年来立法工作之回顧」『胡漢民先生文集』第

4冊, 910～911頁, 914頁。

- 37) 胡漢民「従立法委員の宣誓說到立法的工作」『胡漢民先生文集』第4冊, 843～844頁。胡漢民は他の演説でも「公開する」ことの重要性和秘密にすることの弊害を説いている。「立法院最近的兩種工作」840～841頁。
- 38) 光田, 前掲(近刊)の内「二, 胡漢民の訓政論」のうち「3 運動論・政治論と国民党の役割」を参照されたい。
- 39) 胡漢民「党治の政府」『胡漢民先生文集』第3冊, 401頁。
- 40) 胡漢民「今後立法的嚴与速」『胡漢民先生文集』第4冊, 771頁。
- 41) 三民主義の優越性を再三強調しつつ, 内実としては近代法の法制度を三民主義の理念と称して受け入れなければならなかった点に, 胡漢民の革命理論の弱さが表れている。これは, 孫文の革命理論が, 本来は共産党の革命理論をも包含しうる広汎なものであったのに対して, 国共合作の切り捨てによって胡漢民の参照しうる孫文の思想の範囲が狭められた結果であるかも知れない(東洋文庫談話会での藤井昇三先生のご教示による)。また, 「北上宣言」に見られる孫文の「国民會議」構想は, 広い範囲の国民の参加による政治の刷新を求めており, それと胡漢民・蔣介石らの「党治」構想にも(家近論文・岩谷論文の指摘するようにその両者のあいだには対立があったにもかかわらず)大きな食い違いが存在するように思われる。三民主義の反共的再解釈が訓政期以後の国民党の政治理論にどのような影響を与えたかについては, 今後の検討課題としたい。